

【再評価対象の基準】
 ア：事業費が予算化された時点から5年目においても未着工の事業
 イ：事業費が予算化された時点から5年目において継続中の事業
 ウ：5年目においても、準備・計画段階にある事業
 エ：再評価実施後5年が経過した時点で継続中または未着工の事業
 オ：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

令和5年度 再評価対象事業一覧表

注)※印欄は、令和4年度末の数値。

番号	事業主体	補助・ 県単別	事業名 [事業場所]	事業の内容	B/C	事業化 年度	完了予 定年度	現時点 での全 体事業 費 (A) (億円)	投資済 額※ (B) (億円)	事業進 捗率※ (B/A) (%)	全体延長or 面積 (C) (km)又は(ha)	供用済 延長or 面積※ (D) (km)又は (ha)	供用率 ※ (D/C) (%)	未取得 用地面 積 (ha)	未取得 用地面 積率 (%)	事業の進捗状況等	再 評 価 対 象 の 基 準	事業費の予算化時点 or 前回は再評価時点から の変更内容と変更理由 【事業期間、事業費、その他特記事項】	対 応 方 針 (案)	対応方針(案)を判断した理由	一 括 ・ 重 点
道路分野																					
1	神奈川県	補助 県単	県道601号酒井金田 道路 改良事業	道路拡幅 L=約0.52km W=16m 2車線	1.1	R1	R10	13	7	50	0.52km	0km	0	0.11	35.7	令和元年度より事業に着手し、用地取得を開始している。 用地取得率は令和4年度末までに62%完了している。 令和3年度より工事着手し、令和4年度は引き続き用地取得、工事を実施した。	イ		継続	本事業は、児童や高齢者等の歩行者の安全で快適な歩道空間の確保をはじめ、通行車両の安全で円滑な走行環境の確保など、事業の必要性に変化はなく、重要性は依然として高いことから、事業を継続する必要があると判断する。	特別 重点
河川分野																					
3	神奈川県	補助 県単	二級河川 越川河川改修 事業 【逗子市逗子二丁目地先 他】	河道整備 L=3.1km	2	S38	R29	96	73	76	3.10	3	86	0.09	6	用地取得は、現在までに94%完了している。 現在の事業進捗率は73%であり、今後、引き続き河道整備を進め、令和29年の完成を目指す。	エ		継続	本事業は、河道の流下能力の不足から浸水被害が発生している中、河道改修を実施して、残区間の流下能力の向上を図るなど、必要性に変化はなく、重要性は依然として高いことから、事業を継続する必要があると判断する。	一括
4	神奈川県	補助 県単	二級河川 金目川(鈴川) 河川改修事業 【平塚市唐ヶ原地先他】	河道整備 L=3.6km	71.6	H15	R12	109	58	54	3.60	3	86	0.6	7	用地取得は、現在までに93%完了している。 現在の事業進捗率は54%であり、今後、引き続き河道整備を進め、令和12年の完成を目指す。	エ	【事業期間及び事業費の変更】 事業期間：5年延伸(R7→R12) 事業費：2億円増額(107億円→109億円) (理由) 建設発生土処分費用の増加及び用地補償交渉に日時を要したため。	継続	本事業は、河道の流下能力の不足から浸水被害が発生している中、河道改修を実施して、残区間の流下能力の向上を図るなど、必要性に変化はなく、重要性は依然として高いことから、事業を継続する必要があると判断する。	重点
5	神奈川県	補助 県単	二級河川 不動川 河川改修事業 【大磯町月京地先他】	河道整備 L=0.34km	10.8	H17	R7	14	11	78	0.34	0	91	0	0	用地取得は、現在までに全て完了している。 現在の事業進捗率は78%であり、今後、引き続き河道整備を進め、令和7年の完成を目指す。	エ	【事業期間及び事業費の変更】 事業期間：2年延伸(R5→R7) 事業費：4億円増額(10億円→14億円) (理由) 建設発生土処分費用の増加、護岸形状変更などによる増額及び用地取得に日時を要したため。	継続	本事業は、河道の流下能力の不足から浸水被害が発生している中、河道改修を実施して、残区間の流下能力の向上を図るなど、必要性に変化はなく、重要性は依然として高いことから、事業を継続する必要があると判断する。	重点
10	神奈川県	補助 県単	二級河川 帷子川(広域河 川) 河川改修事業 【横浜市保土ヶ谷区川辺町 地先他】	河道整備 L=5.0km	1.2	S34	R13	168	52	31	5.00	1	25	0	0	用地取得は、現在までに全て完了している。 現在の事業進捗率は31%であり、今後、引き続き河道整備を進め、令和13年度の完成を目指す。	エ	【事業期間の変更】 事業期間：6年延伸(R7→R13) (理由) 河口部の河道拡幅工事との事業調整や施工方法の見直しに時間を要したため。	継続	本事業は、市街化の特に著しい地域を流下する河川において、河道の流下能力の不足から浸水被害が発生している中、河道改修を実施して、残区間の流下能力の向上を図るなど、必要性に変化はなく、重要性は依然として高いことから、事業を継続する必要があると判断する。	一括
11	神奈川県	補助 県単	二級河川 帷子川(地震高 潮) 河川改修事業 【横浜市中区みなとみらい 六丁目地先他】	河道整備 L=0.35km	3.5	H10	R20	310	119	38	0.35	0	9	0	0	用地取得は、現在までに全て完了している。 現在の事業進捗率は38%であり、今後、引き続き橋梁架替や河道整備を進め、令和20年度の完成を目指す。	エ	【事業期間の変更】 事業期間：3年延伸(R17→R20) (理由) 橋梁架替の工法検討及び関係機関との調整に時間を要したため。	継続	本事業は、市街化の特に著しい地域を流下する河川において、河道の流下能力の不足から浸水被害が発生している中、河道改修を実施して、残区間の流下能力の向上を図るなど、必要性に変化はなく、重要性は依然として高いことから、事業を継続する必要があると判断する。	一括
下水道分野																					
14	神奈川県	補助 県単	相模川流域下水道事業	計画処理区域 約30,199ha 計画処理人口 約180万人 関連市町 9市3町	1.9	S44	R12	4859	4375	90	30,199.00	22684	75	0	0	処理場、ポンプ場の用地取得は全て完了している。 幹線管渠は、寒川平塚幹線の令和7年度の工事着手に向け調整等を進めており、その他の幹線管渠は全て供用済である。 処理場等では、下水処理機能を維持するため、既存施設の改築更新や地震対策などを進めている。 処理施設は、処理場へ流入する汚水量に合わせて検討していく。	エ	【処理区域面積の変更】 処理区域面積：398ha削減(30,597ha→30,199ha) (理由) ・人口減少等の社会情勢の変化などに対応するため、「神奈川県生活排水処理施設整備構想(H31.1)」の見直しを受け、処理区域の変更を行ったため。	継続	本事業は、相模川の公共用水域の水質保全、流域市町の生活環境の改善を図るなど、事業の必要性に変化はなく重要性は依然として高いことから、事業を継続する必要があると判断する。	一括